

所管部課名	子育て支援課	担当者	春成・田中							
事務事業名	放課後児童クラブ施設整備補助金									
根拠法令	児童福祉法									
補助経過年数	11年以上15年以下									
平成30年度 予算額	80,784 千円	<table border="1"> <tr> <th>国県支出金</th><th>一般財源</th><th>その他</th><th>その他の内容</th></tr> <tr> <td>21,402 千円</td><td>59,382 千円</td><td>千円</td><td></td></tr> </table>	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容	21,402 千円	59,382 千円	千円	
国県支出金	一般財源	その他	その他の内容							
21,402 千円	59,382 千円	千円								
	指標名	目標値	目標年度							
成果指標①	放課後児童クラブの施設の確保	100%	平成31年度							
成果指標②	放課後児童クラブの設置数	31クラブ	平成31年度							
補助対象者	薩摩川内市放課後児童健全育成事業の開始届を市長に届け出た者（予定含む）									
補助対象経費	施設整備に必要な費用									
補助対象事業・活動の内容	放課後児童クラブの施設の整備									
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他								
補助金額又は補助率	別添「薩摩川内市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要領第5条」のとおり									
上記項目の 積算方法	同上									
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度				
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）			
	収入	自己資金	3,946,000	13.9%	9,358,364	21.0%	22,834,799	38.4%		
		繰入金	3,946,000	13.9%	9,358,364	21.0%	22,834,799	38.4%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
		市補助金	24,423,800	86.1%	35,297,000	79.0%	36,637,000	61.6%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%		
	支出	計	28,369,800	100.0%	44,655,364	100.0%	59,471,799	100.0%		
		施設整備費	26,946,000	95.0%	42,742,614	95.7%	51,180,323	86.1%		
		賃貸借料	1,423,800	5.0%		0.0%		0.0%		
		備品購入費		0.0%	1,912,750	4.3%		0.0%		
		土地造成費		0.0%		0.0%	7,020,000	11.8%		
		倉庫設置費		0.0%		0.0%	1,271,476	2.1%		
				0.0%		0.0%		0.0%		
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%		
計		28,369,800	100.0%	44,655,364	100.0%	59,471,799	100.0%			
支出計/前年度支出計				157.4%		133.2%				
自己資金/前年度自己資金				237.2%		244.0%				
翌年度繰越金/市補助金			0.0%	0.0%		0.0%				
交付件数		3		4		8				
成果指標の推移①		100%		100%		100%				
成果指標の推移②		20		23		29				
特記すべき事項等	【前回評価】 該当なし 【前回評価への回答】 該当なし 【事業のPR方法】 既存施設への文書による直接案内、窓口での案内 【費用対効果】 放課後児童クラブの施設の確保 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	昼間保護者のいない小学校児童を受け入れるための施設整備のため、大きな役割を果たしている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 近年は、女性の就労希望が増加傾向にあり、本市でも待機児童が発生している。待機児童の抑制と児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援の役割を担っている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	施設整備に対して補助を行うことにより、放課後児童クラブの施設が確保され、待機児童の抑制と児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援に一定の効果をあげている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の社会資源としての放課後児童クラブを整備する事業であるため、地域の運営事業者が事業を行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	社会経済情勢の変化に伴い、補助対象経費の見直しを行いながら、対象経費の充実に努めており、著しく妥当性を欠く水準ではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	放課後児童クラブを運営する事業者に対しての補助であるため、対象事業等も随時見直しを行っており、永続的・固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	放課後児童クラブは、昼間保護者のいない小学校児童を受け入れるための施設であり、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	施設整備に対して補助を行うことによって、放課後児童クラブに入所する児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援にに対する一定の効果があがっている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費及び補助基準額は、放課後児童クラブの運営に必要な施設整備の目的に応じて交付しているため、公費を充てることは妥当性がある。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 《上記方向の理由》 放課後児童クラブの施設が確保されことにより、待機児童の抑制と児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援が図られる。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 今後とも実態把握に努め、改善すべき部分がないか今後検討する。		《まとめ》

薩摩川内市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薩摩川内市放課後児童クラブ施設整備補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象となる事業は次の各項に定める事業とする。

1 放課後児童クラブ設置促進事業

- (1) 放課後児童クラブを新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支払う事業。
- (2) 放課後児童クラブを実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備及び備品の購入を行う事業。
- (3) 第1号の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成28年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

2 放課後児童クラブ環境改善事業

- (1) 第1項第1号の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（第1項第3号に該当する場合を除く。）
- (2) 放課後児童クラブを新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（第1号に該当する場合を除く。）

3 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

放課後児童クラブを実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

4 倉庫設備整備事業

放課後児童クラブを新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な

な倉庫設備の整備を行う事業。

5 放課後児童クラブ新築等事業

社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人が、第4条第3号に規定する事業の採択を受けて設置する放課後児童クラブの整備に必要な建物の建築及び設備の整備（備品の購入を除く。）に係る費用（創設、改築、拡張、大規模修繕に限る。）

6 放課後児童クラブ新築（市単独）事業

前項以外の団体又は、前項の団体が第4条第3号に規定する事業の採択を受けられない場合で、放課後児童クラブを新たに実施するため、又は、実施している場合において、施設の老朽化に伴う増改築（建替えに限る。）を行う場合、若しくは、実施している場合において、新たな場所に新築移転する場合に必要な建物の建築及び設備の整備（備品の購入を除く。）に係る費用

7 放課後児童クラブ小規模改修（市単独）事業

既存の放課後児童クラブの増築及び改築・修繕及び倉庫設置に係る費用。増築は、専用区画・静養室・児童及び職員用更衣室・事務室・シャワー室・トイレに係る費用。改築・修繕は、内装・外装の修繕、庇の追加設置に係る費用。倉庫設置は放課後児童クラブ用の倉庫用としての利用に限る。

（対象事業の制限）

第3条 本事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 前条の第1項、第2項、第3項及び第4項に掲げる事業は、既に放課後児童クラブを実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象としない。
- (2) 放課後児童クラブを新たに実施するために必要な前条第1項第1号の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、登録児童数又は児童の数が一定規模以上になった場合に、1支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。
- (3) 既に放課後児童クラブを実施している場合の前条第1項第2号の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。なお、この場合でも、設備の更新等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間（以下「厚生労働大臣が定める期間」という。）を経過していることを条件とする。ただし、次のア及びイについては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。
 - ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合
 - イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合
- (4) 前条第1項第1号及び第3号、前条第2項及び前条第4号の事業について、放課後児童クラブを行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施

するものであること。

- (5) 前条第3項の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によつては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。なお、本事業は、放課後児童クラブを行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。
- (6) 前条第1項第1号のうち、開設準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））については、薩摩川内市放課後児童クラブ運営支援事業補助金の補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。

（交付の要件）

第4条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 実施主体は放課後児童健全育成事業を実施、又は実施する予定の者で、あらかじめ、薩摩川内市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年薩摩川内市告示第177号）第3条に掲げる放課後児童健全育成事業開始届を市長に届け出た者、または届け出る予定の者であること。
- (2) 鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第2条第5号に基づき実施する放課後児童健全育成事業の別表中「2基準額」欄に規定する「2 放課後子ども環境整備事業」に掲げる次のものとする。
 - ア 「（1）放課後児童クラブ設置促進事業」
 - イ 「（2）放課後児童クラブ環境改善事業のア」
 - ウ 「（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業」
 - エ 「（4）倉庫設備整備事業」
- (3) 鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成28年12月6日改正）及び子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知）の別表1「1区分」の「放課後児童クラブ（1支援単位あたり）」の事業とする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、別表の補助基準額の区分に定める額と第2条に掲げる対象経費に定める額の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その合計額とする。ただし、必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。なお、合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該年度の6月30日とする。ただし、年度途中における新規開設又は既存クラブの分割開設、次年度開設又は既存児童クラブの小規模改修に係る経費については、事業着手以前（見積書を徴収後速やかに）に申請されたものを当該年度分

の補助金の対象とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 見積書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 補助事業者等が第4条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 請求書又は領収書の写し

(2) 補助金の公益性、必要性、効果等について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる要綱に準じて取り扱うものとする。

(1) 「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成29年4月3日雇児発0403第20号）及び鹿児島県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（平成29年9月4日青参画第371号）

(2) 鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成28年12月6日改正）及び子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知）

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。

別表

第 2 条の 項及び号	整備区分	種 目	補助基準額	対象経費
1 (1)	—	—	12,000,000 円	開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分））を含まない。（改修、設備の整備・修繕及び備品購入）
1 (1)	—	—	12,600,000 円	開所準備経費を含む。（改修、設備の整備・修繕及び備品購入）
1 (2)	—	—	12,000,000 円	改修、設備の整備及び備品購入
1 (3)	—	—	13,000,000 円	改修、設備の整備・修繕及び備品購入
2 (1)	—	—	2,000,000 円	設備の整備・修繕及び備品購入
2 (2)	—	—	5,000,000 円	設備の整備・修繕及び備品購入
3	—	—	1,000,000 円	障害児受入促進事業（改修、設備の整備・修繕及び備品購入）
4	—	—	3,000,000 円	小学校の余裕教室を確保するための教材等保管場所
5	創設・改築	本体工事費	25,713,000 円 ただし、平成 27 年 7 月 13 日府子本第 204 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第 1 による、放課後子ども総合プラン（平成 26 年 7 月 31 日厚生労働省雇用均等・児	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費

		童家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知)に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合(以下「放課後子ども総合プランによる場合」という。)。51,426,000 円 一部改築については、通知の第 2 により算出されたものを基準額とする。	(P F I 事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)
	賃借料加算	6,283,000 円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
拡張	本体工事費	市長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の 2 分の 1 を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
拡張	賃借料加算	6,283,000 円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)
大規模修繕	本体工事費	通知の第 4 の 2 により市長が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊附帯工事費	15,474,000 円	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 1,365,000 円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 2,031,000 円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により市長が必要と認めた額とする。 4 大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の2により市長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
6	創設	本体工事費	1 一支援の単位 12,000,000 円 2 小学校の統合により複数の支援の単位を整備する場合 24,000,000 円	(市単独) 放課後児童クラブの創設及び改築整備 (建物と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費
7	小規模改修等	本体工事費	3,000,000 円	(市単独) 増築及び改築・修繕
	—	—	300,000 円	(市単独) 倉庫設置

ただし、1 (1)、1 (2)、1 (3)、2 (1)及び2 (2)において、開所準備経費（礼金・賃借料（開所前月分））及び備品購入を伴う場合、「開所準備経費を含む場合 1,600,000 円」、「開所準備経費を含まない場合 1,000,000 円」を限度額とし、

1 (1)、1 (2)、1 (3)、2 (1)、2 (2)及び3 は、薩摩川内市放課後児童クラブ設立支援事業補助金を重複して申請することはできない。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収入		計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金		施設整備費	土地造成費	倉庫設置費		
1	隈之城児童クラブ運営委員会	12,000,000	7,796,400	19,796,400	12,776,400	7,020,000		19,796,400	創設
2	社会福祉法人 愛育会	19,284,000	14,952,000	34,236,000	34,236,000			34,236,000	創設
3	育英児童クラブ運営委員会	1,296,000		1,296,000	1,296,000			1,296,000	改修(屋根・壁塗装)
4	黒木わいわいクラブ運営委員会	2,437,000	763	2,437,763	2,437,763			2,437,763	改修(ユニットハウス設置)
5	市比野児童クラブ運営委員会	734,000	40,036	774,036	434,160		339,876	774,036	改修(トイレ)、倉庫設置
6	樋脇白ゆり児童クラブ運営委員会	300,000		300,000			300,000	300,000	倉庫設置
7	学校法人 石原学園	286,000		286,000			286,000	286,000	倉庫設置
8	社会福祉法人 諏訪福祉会	300,000	45,600	345,600			345,600	345,600	倉庫設置
9				0				0	
合計		36,637,000	22,834,799	59,471,799	51,180,323	7,020,000	1,271,476	59,471,799	